

## 隔離検疫制度について

種苗類は農業生産に直接使用されるため、特に厳重な植物検疫が必要である。このため、わが国では外国から輸入される特定の種苗類について隔離検疫を行っている。

この隔離検疫は港での輸入検査では発見の困難なウイルス病を対象に、輸入種苗類を隔離ほ場で一定期間栽培し、その間種々の技法を用いて検査を行い、的確な措置を講じることにより、諸外国からのウイルス等の侵入防止に万全を期する制度である。

隔離検査の対象となる種苗類は、チューリップ、ヒヤシンス、グラジオラス、ダリア等の花き球根類や、リンゴ、ブドウ、パイナップル、モモ、ナシ等の果樹苗木、ジャガイモ、サツマイモ、サトウキビである。

植物防疫所の隔離ほ場は札幌市、神奈川県大和市、神戸市、那覇市の4ヶ所に置かれている。

隔離栽培期間は原則として果樹類は1~2年、

イモ類や球根類は植付け後地上部が枯死するまでの一作期間としている。

隔離栽培中の検査は病徵觀察のほか、指標植物への汁液接種や接木検定、酵素結合抗体法（ELISA法）等血清反応による検定、電子顕微鏡觀察、電気泳動法、直接蛍光診断法など様々な技法を組合せて行っている。これまでに90余種のウイルス・マイコプラズマやウイロイドが発見されており、主なものを挙げると下表のとおりである。

隔離検査で発見された主なウイルス等

植物	ウイルス名
カンキツ	カクヘキシアザイローリーV、ソローシスV、グリーンинг（マイコプラズマ）、エクソコテイス（ウイロイド）
リンゴ・ナシ	クロロティックリースポットV、ステムグルーピングV
モモ・スマモ・サクランボ	ネクロティックリースポットV、ブルーンドワーフV
ブドウ	リーフロールV、ファンリーフV
キイチゴ	ラズベリーリンゲスポットV、ラズベリーブッシュドワーフV
オランタイチゴ	ストローバリーラテンドリジングスポットV
パレイショ	ボティトイロードワーフV、タバコバイナルネクロシスV
球根類	タバコネクロシスV、タバコラットルV、タバコストリーグV、トマトリングスポットV、アラビスモザイクV

注) V: ウィルス

## 温州ミカンの対米輸出について

アメリカは、カンキツかいよう病の侵入を防止するため、日本からのカンキツ類の苗木・穂木・生果実の輸入を禁止していたが、昭和42年、①日本米の植物防疫官が共同で選定した無病地区で生産されたものであること。②無病地区は温州ミカン以外のカンキツ類がなく、かつ温州みかん以外のカンキツ類のない幅400mの緩衝地帯に囲まれ、バクテリオファージによりカンキツかいよう病がないことが確認されていること。③輸出される生果実の表面殺菌を行うこと等を条件に、アイダホ、オレゴン、モンタナ、ワシントン及びハワイ州への温州ミカンの生果実の輸入を解禁した。

これらの州へ輸出するために、昭和59年度は静岡、愛媛の両県で2地区85haの生産地域が設置され838トンが輸出された。昨年、ブロック米農務長

官が来日した際、解禁州拡大のため必要な手続きをとる用意があることを明らかにしたこと等から、本年度は両県で新たに1地区づつ新設され、両県合せて4地区156haの生産地域が設置された。

なお、現行の厳しい検疫条件の緩和を求めるため、緩衝地帯に温州ミカン以外の中晩柑類が栽培されていても、かいよう病の完全防除が可能であることを実証するための試験が、広島、和歌山、静岡、愛媛の各県で進められており、産地からその成果に大きな期待が寄せられている。

